

中国FinTech産業の光と影



李 智慧

CONTENTS

- I 躍進し続ける中国のFinTech産業
- II 大規模な詐欺事件に発展する影の一面と規制強化の動き
- III ブロックチェーン分野での最新動向
- IV 中国のFinTech産業の特徴
- V オープンイノベーションにおける日中協力の可能性

要 約

- 1 中国のFinTech産業が、同国の膨大なインターネット人口や相対的に緩やかな規制環境を背景に、急成長を遂げている。都市部での普及を終えたFinTech企業は、都市から地方・農村地域へ、個人から中小零細企業へと応用分野を拡大させている。また、ブロックチェーンなどの革新分野でも中国スタートアップ企業の存在感が増している。
- 2 アリババ、Ant Financial、テンセントや京東といった中国の代表的なFinTech企業は、農民の信用情報を蓄積し、最後のブルーオーシャンといえる農村金融市場への攻勢を強めている。また、クラウドサービスで蓄積した企業のビッグデータを活用した中小零細企業向けの金融サービスも台頭し、B2B金融サービスにおいてもFinTech企業が本格的に進出し始めた。
- 3 一方、監督体制が追い付かない規制の空白部分を狙い、P2Pレンディング業者の資金持ち逃げやなりすまし詐欺が多発するなど、FinTech産業の影の一面も見え始めたことを受け、中国政府はP2P企業への取り締まりの強化や決済アプリ利用者の本人認証の必須化を求めるなど、秩序ある発展の促進に動き出している。
- 4 シリコンバレーを経験した技術者や、外資系企業出身の経営者が支えている中国のFinTech企業は、従来の中国企業とは異なるタイプの企業といえる。彼らの優秀な頭脳や中国の巨大な市場を求め、欧米企業は積極的にこうした企業との提携を進めている。FinTech分野でのグローバル競争が既に始まっている中、日本企業も中国FinTech企業との連携のあり方を早急に検討する必要がある。

I 躍進し続ける中国のFinTech産業

2016年4月に、一つのニュースが中国のFinTech（中国では一般的に「互聯網金融」、つまりインターネット金融と呼ばれる）産業関係者の間で話題となった。アリババグループ関連企業の蚂蚁金融服務集団（以下、Ant Financial）がシリーズAラウンドに続いて、Bラウンドで合計45億ドルを調達したと発表したのである^{注1}。同社の評価額は600億ドルに及び、15年7月のAラウンドでの評価額の450億ドルと比べ、わずか8カ月で30%以上も増えている。

Ant Financialの代表的なサービスである支払宝（以下、Alipay）^{注2}のユーザー数は、中国国内で既に4.5億人を超えた。個人間送金、公共料金の支払い、クレジットカードの返済、レストランやコンビニエンスストア・スーパーでのスマートフォン決済、旅行、資産運用、ソーシャルネットワーキングなど、金融関連に限らず多様な分野をカバーし、毎日約1.7億件の取引が処理されている。さらに、その勢いは中国国内にとどまらず、積極的な海外進出も実施している。

具体的には、2015年2月と9月に、インドの中央銀行から唯一ペイメント・バンク・ライセンスが授与されたモバイルウォレットPaytmを運営するインドのOne97 Communicationと戦略提携し、Paytmにプラットフォーム構築に関する技術供与を実施しているほか、同年11月には、韓国電信らと共同で韓国初のネット専用銀行K Bankを設立している。また、16年6月には、タイのAscend Moneyに約20%の出資を計画していることが報じられた。Ascend Moneyは主に、タイ

やインドネシアなどの東南アジアの国々で、銀行口座を持たない利用者向けの少額貸付や決済を提供する会社である。さらに、日本でも15年の秋から、訪日中国人観光客向けのスマートフォン決済サービスの提供を始め、注目されるようになった。

中国の膨大なインターネット人口と相対的に緩やかな規制環境を背景に、中国のFinTech産業は急成長を遂げた。人々はスマートフォンアプリ一つでタクシーに乗り、レストランの予約や買物もでき、公共料金の支払いもでき、財布を持たずに1日を過ごせるようになった。日本と比べ、FinTechは人々の生活をより劇的に変えたといえる。さらに、中国のFinTech産業は都市部から地方・農村部への地域の拡大、個人から中小零細企業への顧客の拡大を見せているほか、ブロックチェーンなどの革新分野でも中国スタートアップ企業の存在感が増すなど、「光」の一面を見せている。

しかし、最近では、監督体制が追い付かない規制の空白部分を狙ったP2Pレンディング業者の資金持ち逃げ事案から露呈した投資者権益保護の脆弱さや、個人情報の不正取得によるモバイルウォレット口座を狙ったなりすまし詐欺の多発など、FinTech産業の「影」の一面も見え始めた。

1 中国FinTech産業の最新動向

(1) 決済分野の競争が白熱化

Ant FinancialのAlipayやテンセントの微信支付（以下、WeChatPay）など、FinTech企業が提供する決済サービスは中国の人々の生活の隅々まで浸透し始めている。決済市場をほぼ独占している銀聯（UnionPay）のよ

表1 中国スマートフォン決済サービスの主な提供者

	自社のスマートフォン決済サービス		提携先
	サービス名	データ伝送方式	
銀聯	雲閃付 (Quick Pass)	<ul style="list-style-type: none"> NFC方式 (NFCに対応したスマートフォンのICチップに保存されているデータを読み込んで決済を実施する) 	<ul style="list-style-type: none"> Apple Pay Samsung Pay Mi Pay Huawei Pay
Ant Financial	Alipay	<ul style="list-style-type: none"> QRコード読取方式 音波にて情報を送信する方式 	<ul style="list-style-type: none"> Samsung Pay Huawei Pay
テンセント	WeChatPay	<ul style="list-style-type: none"> QRコード読取方式 	
Xiaomi (予定)	Mi Pay	<ul style="list-style-type: none"> NFC方式 	<ul style="list-style-type: none"> 銀聯
Huawei (予定)	Huawei Pay	<ul style="list-style-type: none"> NFC方式 QRコード読取方式 	<ul style="list-style-type: none"> 銀聯 Alipay

注) NFCとは、Near field communicationの略で、至近距離に対応した無線通信方式
出所) 公開情報より作成

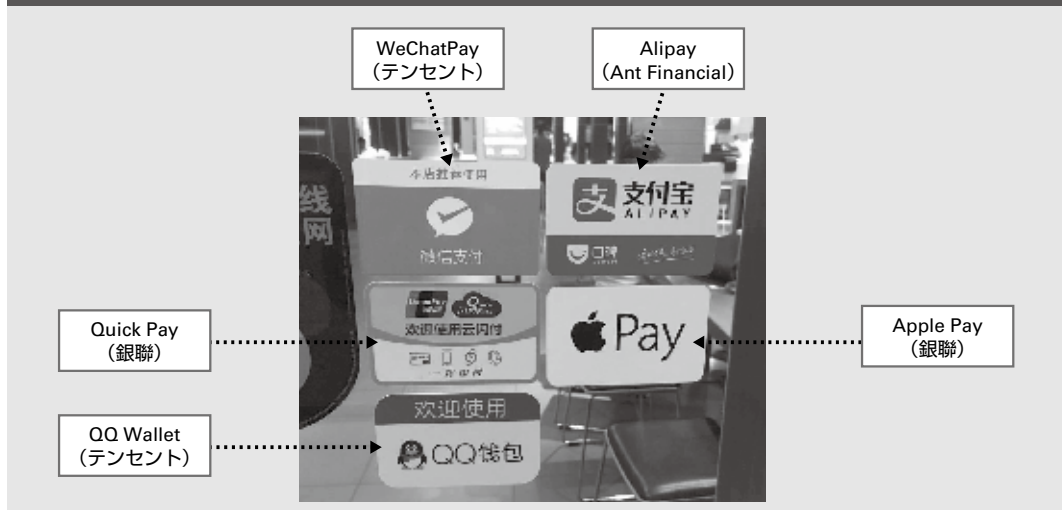
うな銀行カード決済システムをベースとした従来の決済事業者に対しても大きな衝撃を与えている。

この分野で出遅れた銀聯はカードレスの決済に力を入れ、2016年2月18日に米国アップルと提携して、中国で初めてApple Payに対応したと発表した。さらに、今後スマートフォン決済に参入する予定の中国携帯電話ベンダーとの提携も活発化させている(表1)。図1で示したように、中国のファストフード

店やコンビニエンスストアなどにおいては、複数のスマートフォン決済に対応できることが当たり前となってきており、今後、スマートフォン決済分野でのユーザーの奪い合いはさらに激しさが増すと予想される。

そのような中、各社の手数料率引き下げやキックバックによる販売促進には早くも限界が見え始めている。最近では、キャッシュレス決済がまだ普及していない利用場所(たとえば病院)への進出、地方・農村への進出、

図1 複数の決済手段を導入している中国の店



B2B分野への進出など、主戦場が移る傾向が表れ始めた。

(2) 都市から地方・農村への広がり

2016年1月にAlipayが発表した『2015年アリペイ決済年度レポート』^{※3}によると、スマートフォン経由の決済が同社の決済全体に占める比率は65%にも上り、14年より2割近い勢いで成長している。興味深いのは、スマートフォン決済の割合が高いのは、経済が発達した沿海部ではなく、内陸部の西藏(83.3%)、貴州(79.7%)、甘肅(79.4%)、陝西(78.8%)と青海(78.7%)の5つの地域ということである。これは、FinTech産業の発展により、従来型の金融サービスを受けにくかった中国内陸部の住民、あるいは農村部にいる住民がAlipayにより金融サービスを楽しむことができるようになったことを意味している。

Ant Financialは2016年3月に、「農村金融事業群」という部署を設立し、約6億人といわれる農民向けの金融サービスを本格的に展開することを宣言した。具体的には、農村でのネットショッピングの代行拠点(農村Taobao)を起点に、決済(Alipayウォレット)、少額貸付(ANT MACRO LOAN)、資産運用をワンセットでサービスする戦略を打ち出している。

アリババグループに次ぐ中国の電子商取引大手である京東(JD.COM)も、自社のECサイトを利用するサプライヤーや消費者向けの金融サービスを提供する、中国を代表するFinTech企業の1社である。この京東も農村金融戦略(Finance to Country)を打ち出した。同社の公式サイトによれば、2016年4月時点では約1400カ所の県単位(日本の市レベ

ルに相当)のサービスセンターと、約20万人の農村営業推進者が配置されている。また、農村営業推進者経由で提供する少額貸付サービス「農村白糸」のうち、消費金融分野での個人向け与信は累計5.7万人、農業従事者向けの与信は累計1.2万人に達している。

これまで、中国の農村地域向けの金融サービスは、少額、担保設定が困難、信用情報の不足、地域分散によって拠点ネットワークの構築が困難、などの理由により、金融の空白地帯とされてきた。政府は「三農(農村・農業・農民)」の分野に的を絞り、預金準備率の追加的引き下げなどで優遇する政策をたびたび打ち出してきたが、目的である「三農」関連に資金が流れにくいという問題を解決するまでに至っていない。そのような中、FinTech企業がネットショッピングを切り口に農民の信用情報を蓄積し、ビッグデータ技術による融資リスクの低減、人手を介さない自動審査技術による審査期間の短縮や人件費の低減などの取り組みを行ったことにより、農村向けの低コストで便利な金融サービスの普及が現実味を帯びてきた。

(3) 決済を中心としたB2C分野から中小零細企業向けB2B金融サービスへの進化

Alipayなどの普及により、主に決済分野のFinTech企業の活躍が注目されている。しかし近年、クラウドサービスを通じて蓄積した企業のビッグデータを活用して中小零細企業向けの金融サービスを展開するFinTechサービスも台頭している。それにより、企業の業務効率化・高度化や資金調達の手軽化が期待できるようになってきた。

①クラウドサービスを活用した

商流ファイナンス

中国の中小企業の輸出入取扱額は中国全輸出入額の約70%を占めている。その企業の多くは「煩雑な輸出入手続きに人手や手間をかけられない」「個々の取引が少額のため税金の還付が大企業より後回しになる」「外貨決済のリスクを抱えられない」「信用情報の不足により融資を受けにくい」といった課題を抱えている。

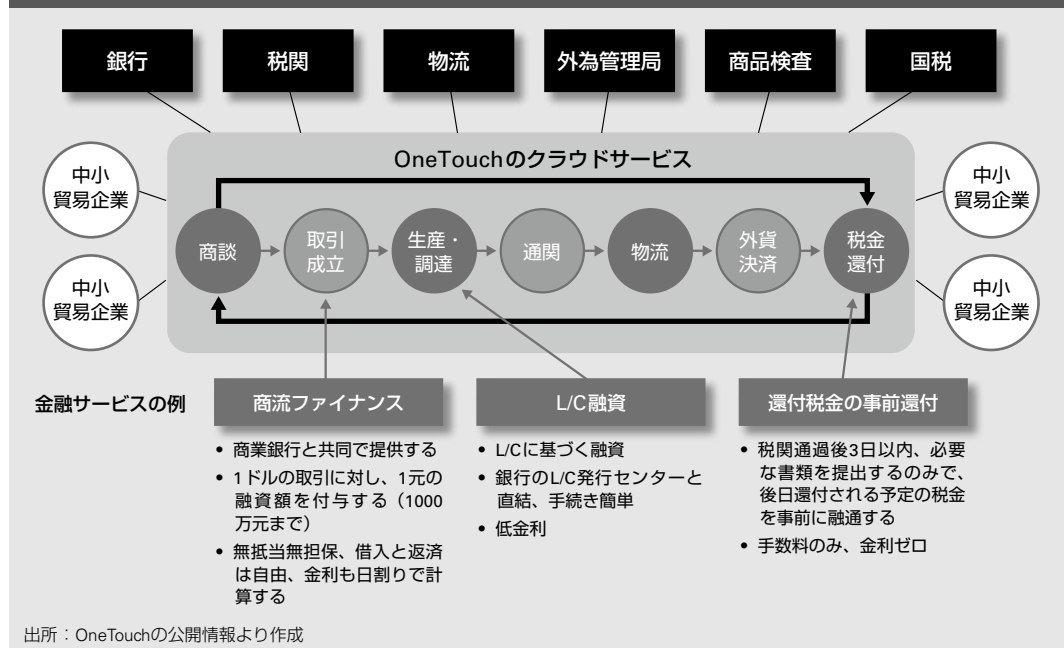
この課題にフォーカスして、広東省にあるShenzhen OneTouch Business Service（以下、OneTouch）は、中小企業の輸出入業務の支援サービスを提供する試みを行った。当初は、通関から物流、資金回収までの輸出入業務プロセスのアウトソーシングサービスを、中小企業が共同で利用できるクラウド上のプラットフォームサービスとしてスタートした。のちに、このサービスを通じて蓄積した取引情報などを活用して、金融機関と連携しながら商流ファイナンスや税金の事前還付

などの付加サービスも提供するようになった（図2）。

中小企業にとってみると、税関への申告や銀行への融資申請など、従来は窓口などに向いて実施する必要のあった業務がオンラインで完結できることで経営効率を上げるとともに、銀行からより簡単に融資を受けられることがメリットとなっている。また、銀行にとっては、プラットフォームに蓄積された各種商流情報をベースに、信用情報が少ない中小企業への与信供与がより容易にできるというメリットがある。OneTouchのウェブサイトによると、2016年6月時点でこのプラットフォームは5万社以上の中小企業へのサービスを提供しており、輸出入の取扱額も業界のトップクラスとなった。なお、OneTouchは、2014年にアリババグループに買収され、アリババのエコシステムの一部となっている。

別のFinTech大手企業である京東も、2015年に中国ERPソフト大手の金蝶ソフトに13.3億香港ドル（約173億円）を出資し、共同で

図2 OneTouchのクラウドサービスの仕組み



中小企業向けのクラウド型ERPサービスを提供することで、自社の業務運営やサプライヤーとの企業間連携の円滑化を図る動きを見せた。

今後、クラウド型サービスを通じて蓄積された中小企業の商流情報の金融サービスへの活用が見込まれ、金融機関による中小企業向けの与信判断・融資実行がより便利に行えるようになるであろう。

②ビッグデータによる

企業信用情報システムの構築

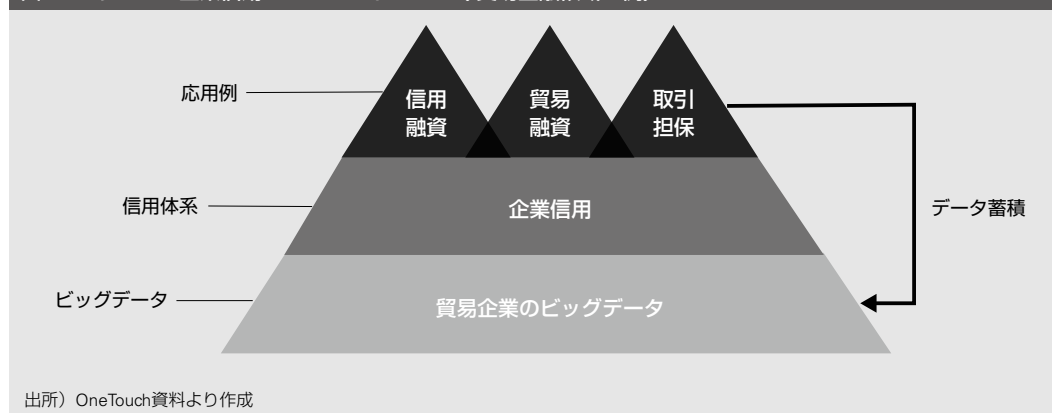
『知的資産創造』2015年11月号^{注4}で、自社ECモール利用者の信用情報の蓄積と点数化を通じて、個人信用情報サービスを提供するAnt Financialのゴマ信用（Sesame Credit）を取り上げた。このサービスをベースに、スマートフォンを経由しワンクリックで融資を受けられるようになったことは、個人向けの金融サービスの発展を支えた。アリババグループは2016年6月に、ゴマ信用の企業版、つまり企業向けの信用情報サービスに乗り出すと発表し、再び注目を集めている。

このサービスは、「企業デジタルID」「企業信用格付け」「企業信用レポート」「リスク分析レポート」の4つの部分から構成され

る。「企業デジタルID」とは、中国の組織機構コード管理センター（National Administration for Code Allocation to Organizations）にて付与される企業経営主体の識別コードである。「企業信用格付け」は、主に企業の基本情報、法人代表、取引情報、融資関連情報、取引先情報などの角度から、企業信用を5段階に分けて格付けするもの。「企業信用レポート」は、企業の登記情報、経営状態、取引状況、上流と下流の取引先、投資状況などの情報があり、月1回の更新が行われる。日本でいえば、帝国データバンクのようなサービスである。

こうした信用情報に活用される予定のビッグデータは、アリババグループのプラットフォームで蓄積されるデータのほか、外部のパブリックデータ、企業から使用を許諾された取引データが基礎となる。前述の通り、アリババグループの一員となったOneTouchの貿易金融の例（図3）を挙げると、通関手続きなどへの関与により、本物の取引データや商品データが把握されることで、結果として融資リスクも低減されることにつながる。アリババグループB2B事業ユニットの責任者である呉敏芝氏は、約7000万社の中小企業が金融機関からより円滑に金融サービスを受けられ

図3 アリババの企業信用サービスのイメージ（貿易金融領域の例）



るよう貢献していくとのコメントを出した。社会インフラ化を狙う同社の意気込みを感じさせるものであった。

2 存在感を増すスタートアップ企業

FinTechブームにより、日本の金融機関が競ってシリコンバレーやロンドンに拠点を開設し、欧米のスタートアップ企業の研究を始めたことが話題となっている。その一方で、最近、ブロックチェーンをはじめとしたFinTech産業の革新的な分野については、中国のスタートアップ企業の存在感が増している。

2005年頃から、中国政府は中国人に限らず海外経験を持つ優秀な若手専門家を呼び寄せることに取り組んでいる。その代表的なものが「海外ハイレベル人材招致『千人計画』」で、海外で高度な経験を積み、中国に招致した人材には、1人当たり60万元（約1200万円）の一時金を与えるなどの優遇措置を設けている。北京のシリコンバレーと呼ばれる中関村サイエンスパークの発表によると、15年末までに、「千人計画」により招致した専門家の数は1091人に達し、北京市が招致した人材の82%、全国の21%を占めている。

このサイエンスパークは、スマートフォンメーカー「小米」、配車アプリ運営会社で中国のUberと呼ばれる「滴滴出行（以下Didi）」、共同購入サイト「美团網」といった、非上場にもかかわらず企業評価額が10億ドルを突破する有望ベンチャー企業を輩出している。Ant Financialの場合も、シリコンバレーなどから帰国した海外経験者が社員の10%以上を占める。こうした優秀でグローバルな視野を持つ人材に支えられ、中国のスタートアップ企業と欧米企業との技術力の差は縮まりつ

つある。中国のスタートアップ企業が取り組むFinTech分野の動きからも目が離せない。しかし、テクノロジーと金融の融合によって生み出されるFinTech産業を取り巻いているのは、これまで述べたような「光」の部分だけではない。短期間で多くの人を巻き込むことができるという特徴から、不良企業の破綻や詐欺による被害の影響が深刻化しやすく、それらが早くも中国のFinTech産業に「影」を落とす側面も見られるようになってきている。

II 大規模な詐欺事件に発展する影の一面と規制強化の動き

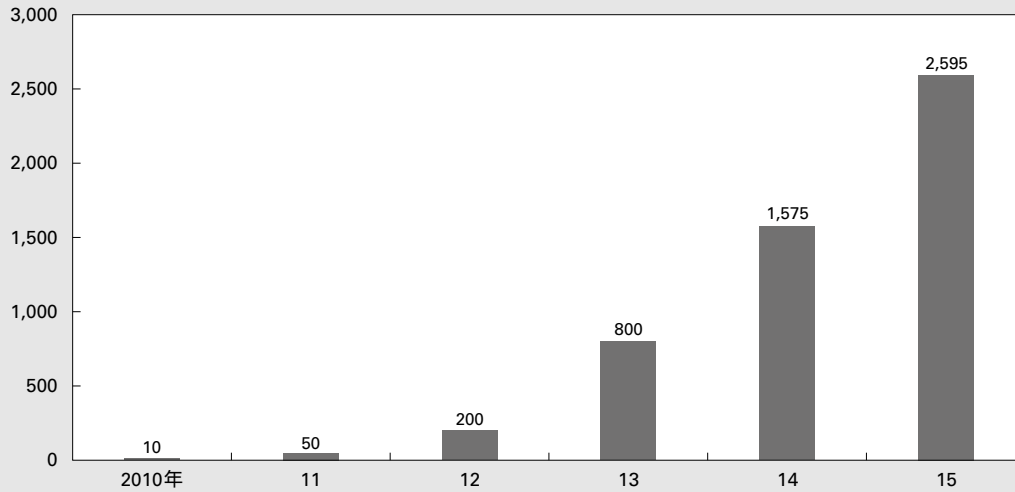
中国メディアの報道によると、インターネット金融に関連する事件は、2015年には前年比71%増の約6000件、被害総額は2500億元（約5兆円）に上った。とりわけ、P2Pレンディングのような、お金を借りたい個人や企業とお金を貸したい投資家をインターネット上のプラットフォーム経由で結びつけるサービスでは、大規模プラットフォームとして知られた「e租宝」での事案をはじめ、数百億元規模の詐欺事件が次から次へと発覚し、社会問題化している。

1 頻発した悪質な詐欺事件

(1) P2P分野の無秩序な成長

2015年は中国のP2Pレンディングが急成長した年で、この年に新たに設立したプラットフォームは約1000以上もあった（図4）。年間取扱高も9823億元（約18兆円）となり、前年の2.8倍もの伸びを見せた。本来P2Pレンディングは、インターネット経由で資金の供給

図4 P2Pプラットフォームの数



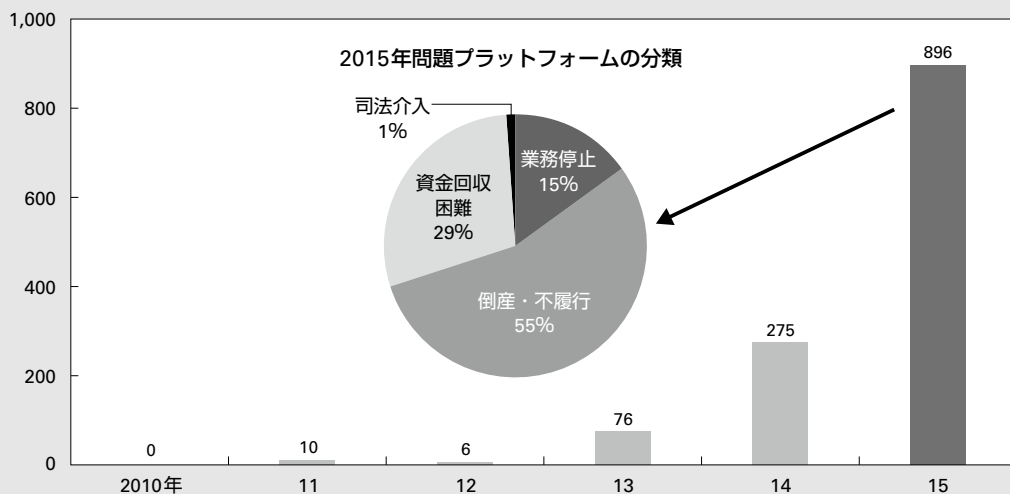
出所) 『2015年中国网络借贷业界年報』より作成

側と需要側を便利に結びつけるFinTech分野の一つの応用例として生まれたものである。しかし、中国で頻発した悪質な詐欺事件は、「テクノロジー×金融」の悪用が、短期間に被害を拡大し、社会不安にもつながりかねないということを世の中に教訓として示した。

大手P2P企業として知られた「e租宝」は、2014年7月のサービス開始から15年12月に刑事告発されるまで、年率9%から14.6%の収

益を保証すると宣伝し、わずか1年半の間に全国31地域90万人以上の投資者から500億元以上の資金を集めていた。しかし、プラットフォームで掲載しているプロジェクトの大半は虚偽であり、集まった資金は「e租宝」の経営者によりぜいたく品の購入や役員の高額報酬に流用されていた。問題発覚後、多くの投資家は資金の回収がほぼ望めない状態にある。

図5 問題があるプラットフォームの数



出所) 『2015年中国网络借贷业界年報』より作成

網貸之家^{注5}の統計によると、2015年末にサービスを行っているP2Pプラットフォームが2595社とされる一方で、同年に何らかの問題が発覚したプラットフォームの数は896社にも上っている。P2Pプラットフォームは投資者の資金に関与することが禁止されており、資金は第三者機関に預託すべきというルールがあるが、問題のあるプラットフォームを見ると、経営者の資金持ち逃げや不正流用が多く、ルールが実質的に機能していないことが分かった（図5）。投資家への返済不能を証明するため、サイト上に経営者の実名入りの「火葬証明書」を張り出した問題プラットフォームすらあって、人々のP2Pレンディング業界への不信感が高まりを見せている。

（2）なりすましなど手口も多様化

P2Pレンディングだけではなく、インターネットを通じた消費金融（販売信用）分野でもいくつかの問題が浮き彫りとなった。クレジットカードの普及率が低い中国では、FinTechサービスの一つとして、ECサイトの商品を購入しようとする際に、簡単に分割払いを選択できるようなサービスが、近年急発展している。

問題が起きているのは、大学生をターゲットとする消費金融サービスのプラットフォームである。クラスメイトや大学の友人の携帯電話番号や身分証明書などの個人情報を無断で使い、その友人になりすまして融資を受ける事案が既に起きている。ある大学生は複数の友人の情報を不正に利用し、A社から借りた金をB社からの借り入れの返済に充て、やがては多重債務に苦しみ、自殺にまで至っている。中国は個人情報保護への取り組みの発

展途上にあり、個人も企業も個人情報保護への意識がまだ高いといえないことがこうした事案の背景にはある^{注6}。

また、消費金融に限らず、FinTechの発展により、スマートフォンアプリ経由で簡単に決済や送金や融資が実現できるようになったことが裏目に出て、不正に入手した個人情報によるなりすましやフィッシング詐欺など、いわゆる「オレオレ詐欺」のネット版による被害も増えつつある。

こうした中、FinTech企業も、問題の対策に迫られ、複数の手段による本人認証、自動判定で不審と思われる取引の即時中止、被害に遭ったときの保障などに乗り出している。たとえば、Alipayは、「アリペイアカウント安全保険」というサービスを提供している。年間0.88元（約18円）の保険料で1年間の保障を得られ、なりすましなどの被害による資金の損失を受けた場合、100万元（約2000万円）を上限として実際の損失の100%を保障することで、利用者の不安軽減に努めている。

また、なりすましによる被害のほかにも、架空の仮想通貨を騙って投資を募るなど、FinTechに関連する不正の手口も多様化する傾向を見せている。直近に起きた広東省の「万通奇迹」社の事案は、サイトでたまったポイントを仮想通貨へ転換したのち現金化できるという名目で、会員から不正に手数料を徴収するものであり、わずか5カ月で被害総額は数億元以上、被害者も全国28の省に及んでいる。

2 規制強化の動き

インターネットやIT技術を駆使して金融サービスをより身近なものにするFinTech産

表2 最近の主な規制動向

監督官庁	インターネット金融における管理分野	インターネット金融に関する最近の主な規制動向	
中国人民銀行	決済・支払	2015年12月28日	「非銀行支払機構インターネット支払業務管理弁法」
銀监会	融資、P2P、信託と消費金融	2015年12月28日	「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法」(意見募集稿)
証监会	クラウドファンディング、基金販売	2014年12月18日	「プライベート・エクイティ・クラウドファンディング融資管理弁法(試行)(意見募集稿)」
保监会	保険	2015年7月22日	「インターネット保険業務監督管理暫定弁法」
国家インターネット情報弁公室	決済・支払	2016年6月28日	モバイルインターネットアプリケーションの情報サービス管理規定

出所)「インターネット金融の健全な発展の促進に関する指導意見」および公開情報より作成

業は、問題が起これば短時間で被害が大規模化する特性があり、個人情報への不正利用による個人への影響も深刻化しやすい。銀行業界の監督官庁である銀监会は、P2Pレンディング業界で頻発したトラブルを受け、「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法」(意見募集稿)を公表し、規制強化に乗り出そうとしている(表2)。この草案では、P2Pプラットフォームを、貸借の情報を仲介する金融情報仲介業と明確に定義し、その運営会社が、貸し手と借り手の資格条件や情報の真正性に関する審査義務を負うとともに

に、運営会社に資金のプーリング、貸出、担保提供・元本保証などを明示的に禁止することとしている。

また、農業銀行、招商銀行などの大手銀行がP2Pレンディングのインターネットプラットフォームとの接続をとりやめる動きや、北京、上海、天津などの地方政府もインターネット金融と関連するプロジェクトへの許可を延期する動きを見せるなど、全般的に引き締めムードが強まっている。

さらに、決済分野で監督官庁が出した規制により、Alipayのようなスマートフォン決済

表3 決済アプリへの実名認証の規制

アカウントのレベル	個人認証方式	使える機能	決済アプリのアカウントでたまっている残高で決済できる上限額
レベルⅠ	対面での認証を要求しないが、少なくとも1つの外部のチャネル経由で認証をすること	決済、振込	アカウント開設する日から計算し、累計1000元まで
レベルⅡ	対面での認証を実施すること、もしくは、非対面での認証を採用する場合、最低限3つの外部のチャネル経由で認証をすること	決済、振込	毎年10万元まで
レベルⅢ	対面での認証を実施すること、もしくは、非対面での認証を採用する場合、最低限5つの外部のチャネル経由での認証をすること	決済、振込、資産運用	毎年20万元まで

注) 外部のチャネル経由での認証は、通信キャリア(携帯電話番号)、公安部(身分証明書)、銀行(銀行カード)などの方法がある。中国では携帯電話を購入する際に、通信キャリアに身分証明書などを提示し、実名認証を受ける必要がある。そのため、登録されている携帯電話番号が本人のものとなれば、実名認証ができていとされる
出所)「非銀行支払機構インターネット支払業務管理弁法」などより作成

サービスは、利用者の実名認証を要求することとなった。2016年7月以降に実名登録を完了できていない利用者は、当該サービスを利用できない。また、実名登録した利用者でも、登録されている情報により、使える機能や限度額が区別される（表3）。

こうした規制により、「影」の部分への対策が進み、今後、中国のFinTech産業は秩序ある発展と不良企業の淘汰が進行すると予想される。ただし、禁止一辺倒の規制はイノベーションの発展を制約する恐れもあるため、今後もこうした規制の動向について見守る必要がある。

Ⅲ ブロックチェーン分野での最新動向

FinTechの領域では、既存技術の組み合わせによる決済・支払、送金・貸付、投資支援といった分野には比較的参入が容易である。中国においてはアリババ、テンセント、百度、京東をはじめとした大手インターネット企業や、平安グループのような積極的にインターネット金融を展開する伝統的金融機関が早くから進出し、既にこうした大手の独壇場となっている。

一方、技術の成熟や法整備の関係で実用化までまだ道のりが長いとされるブロックチェーン技術を活用した分野では、大手企業もまだ取り組みの途上にある。

ブロックチェーン技術とは、価値移転取引を分散ネットワーク上で改ざん困難な形で認証する技術である。その対象は送金や株式売買のような金融取引に限らず、権利や価値の移転取引全般に及び、応用範囲が広い。金融

分野以外で期待される応用例としては、不動産や自動車などの所有権移転登記や学歴証明などの公証証明がある。

1 グローバルスタンダードとの融合を積極的に推進する

日本では中国のブロックチェーン分野に関する動きはあまり知られていないが、中国国内ではFinTech分野のホットな領域となっている。スタートアップ企業による取り組みだけではなく、金融機関や監督部門による技術研究や実証実験が行われるとともに、グローバルスタンダードとの融合が積極的に推進されている状況にある。

2016年4月には、万向集団（Wanxiang Group Corporation）など11社が中心となって、中国分散型台帳基礎協議コンソーシアム（China Ledger聯盟）が設立された。この組織は非営利組織であり、ブロックチェーン技術の研究と開発、中国の法律に準拠するようなカスタマイズを行うとともに、中国の業界標準の確立を目指している。さらに、China Ledger聯盟は世界40以上の金融機関が参加するブロックチェーン・コンソーシアムR3（本部はアメリカ、以下R3）にも既に参加し、グローバルスタンダードとの融合を図ろうとしている。

また、2016年5月に、金融機関大手の平安グループの中心的存在である平安銀行が、中国の金融機関として初めてR3へ加入し、この分野に既存金融機関が本腰を入れたことの象徴的な出来事として大きく注目された。

インテル、IBM、シスコシステムズなどの大手企業が参加するオープンソースブロックチェーン・プロジェクトのHyperledger

Projectも、2016年5月および6月に中国スタートアップ企業のOnchian²⁷、Belink、BitSEなど3社の参加を受け入れた。Hyperledger Project執行役員のBrian Behlendorfは、6月28日に自ら北京に乗り込み、中国企業との公開交流会に参加するなど、中国重視の姿勢を打ち出している。

そのほか、中国証券業管理監督委員会の管理下で運営されている業界団体の中国証券業協会ネット証券委員会は、ブロックチェーン関連企業ブロック（Bloq）共同創始者のJeff Garzik、R3を主催する米国スタートアップ企業R3 CEVのTim Swanson、Ethereum共同創始者のVitalik Buterin、Anthony Di Iorioなどの専門家による顧問チームを組成し、ブロックチェーン関連の研究を進めていると報道されている。

2 欧米企業との提携も活発化

こうした、中国企業やグループの海外のコンソーシアムへの参加を通じた存在感向上の動きにとどまらず、最近では、中国のブロックチェーンスタートアップ企業と欧米企業との提携、中国の大手企業による欧米のブロックチェーン企業への投資も活発になってきている。

たとえば、2016年6月に大手コンサルティングファームのプライスウォーターハウスクーパーズ（PricewaterhouseCoopers）は、前出の中国スタートアップ企業のBitSEと提携した。この提携は、中国および香港地域における金融企業、政府機関およびその他の業界の顧客向けのブロックチェーンソリューションに特化したコンサルティングチームの組成が狙いであると発表されている。また、同じ6月にマイクロソフトは、同じく前出のス

タートアップ企業Onchianとの提携を発表し、マイクロソフトの基盤にOnchianの技術を活用したブロックチェーンソリューションの組み込みを目指すとしている。

また、先日は、米国ボストンに拠点を置き、ブロックチェーン技術に基づく送金サービスを行う企業サークル（Circle Internet Financial Limited）が、シリーズDラウンドで合計6000万ドルの資金を調達したことが発表された。ここで興味深いのは、投資したのは米国企業にとどまらず、前述した万向集団のほか、インターネット企業百度（Baidu）、大手金融機関の光大ホールディングス、消費金融大手の宜信など中国大手企業の姿が見られたことである。なお、サークルは中国のクロスボーダー決済ニーズに注目し、既に中国に拠点を開設した。将来的に中国市場におけるサービスの提供を目指すとしている。

中国の監督官庁は2013年に金融機関や決済機関を通じたビットコインの取引を禁止したが、民間での取引については、リスク自己負担の前提で許容することとなっている。個人投資家からの支持を受け、今では中国がビットコイン最大のマーケットとなり、世界の約7割のビットコインが取引されている。この熱意に感化されたか、中国政府は最近、「仮想資産法（Virtual Property Law）」の策定に着手した。法整備の進行によっては、中国においてこの分野の動きが一気に進む可能性を秘めている。

IV 中国のFinTech産業の特徴

日本と比較すると、従来型の金融制度やマーケットが整備途上の中国は、逆に決済など

のFinTech分野で一足飛びの発展を遂げている。中国のFinTech産業の特徴を踏まえ、日本への示唆を以下にまとめる。

1 利用者起点で作られた革新的なサービスが

人々の生活を根本的に変えている

FinTech企業による革新的なサービスが普及する以前の中国は、待ち時間の長い銀行窓口、使いにくいネットバンキングなど、利用者に対する金融サービスの質は高くなかった。しかし、FinTech企業は、従来のサービスの改良といった発想ではなく、スマートフォンのアプリ一つで送金や公共料金の支払いを簡単に済ませ、近所の店も検索でき、支払いまで完了できるといった新しいサービスを生み出し、人々の生活に劇的な変化をもたらしている。

現時点では、日本のFinTech関連の取り組みは、大手金融機関とFinTechベンチャー企業が組んでの、個人家計管理（PFM）の分野における改良などにとどまっており、従来と全く違う生活スタイルを生むまでには至っていないように見える。それは日本の場合、金融システムが成熟しているからであるとよくいわれている。たとえば、決済分野では、クレジットカード、電子マネーなどのサービスが既に人々の生活に浸透している。さらに、コンビニエンスストアの普及により、公共料金の支払いやちょっとした振込も便利に行えるようになっており、多くの人は不便を感じていない。

しかし、かつてウォークマンが発明される前には、ウォークマンを欲しがることがなかったのと同じように、画期的なサービスは目

の前の現状に満足しては生まれてこないものである。一度中国を訪問して、スマートフォンアプリでタクシーに乗り、買い物をしても小銭が不要で、カードやクーポン、レシートまですべて集約されている生活を体験すると、実はこの生活の方が日本よりも便利であると感じる日本人は多い。利用者の真のニーズを捉え、FinTechを通じて人々の生活をもっと便利にするという点において、日本でもまだまだできることがあると考える。

2 担い手は金融機関とは限らず、顧客と接点を持つ企業が担い手になり得る

中国のFinTech産業のもう一つ大きな特徴は、そうした利用者起点のニーズを理解している金融機関以外の企業が担い手となり、業界を超えてサービスを融合していることである。消費者向けサービスの例を挙げると、消費者は普段決済したいから金融を利用するのではなく、買物をしたい、旅行をしたい、公共料金を支払いたいから金融を利用するのであり、金融はあくまでその手段に過ぎない。中国では、既存の流通企業は消費者とのつながりが相対的に弱く、膨大な利用者を抱えているテンセントやAnt Financialのようなインターネット企業が主体となって、業界横断的なサービスを提供し、巨大なエコシステムを築き上げた。

日本の場合、インターネット企業よりどちらかというと既存の流通企業やサービス企業などの事業会社の方が消費者との関係がより強い傾向がある。中国の事例を参考に、近い将来、日本でもそのような取り組みを先導する事業会社が出てくることを期待している。

3 金融機関はAPI開放などを通じ顧客と接点を持つ企業との連携を強化している

FinTechの荒波が押し寄せてきたことで、中国の金融機関もいろいろな対策に腐心し、軒並み、自社スマートフォンアプリを開発し提供している。本来技術力も資金力も負けていないはずであるが、消費者の評価が芳しくない。図6で示した消費者向けのアンケートによれば、銀行のスマートフォンアプリは、Alipayのようなアプリと比較すると認知度が低いだけでなく、操作がより複雑でキャンペーンも少ないなど、満足度は高くない。約10%が、「銀行のスマートフォンアプリがAlipayのようなアプリより安全ではない」との意見を持っていることも興味深い。

これは、このようなサービスは、インターネット企業のように、「まず利用者を獲得してから収益を考える」というビジネスモデルではリスクが高く、銀行に向いていないこと、そして、旧来の減点主義で新しいことへのチャレンジに躊躇しやすいことから、使い勝手やセキュリティなどの新技術への対応が

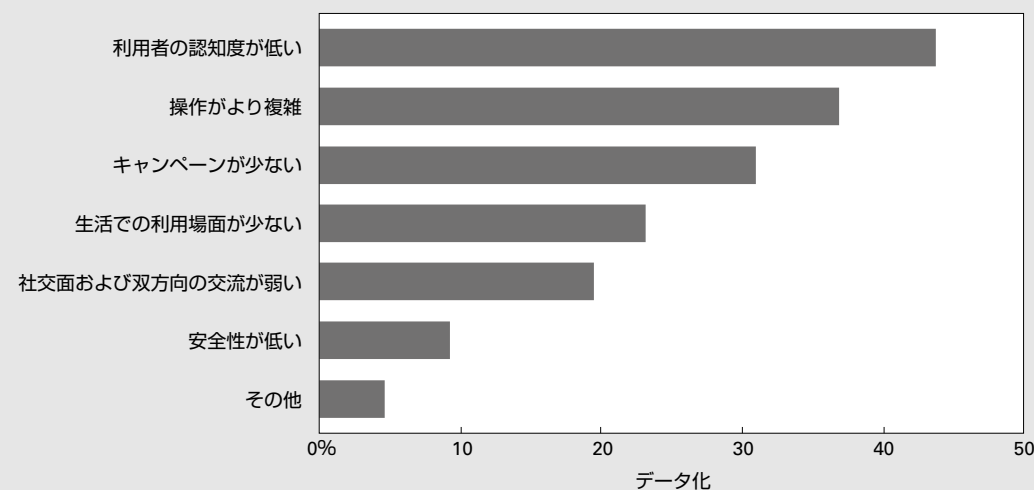
遅れていること、中国の銀行の場合、トラブル発生した際にたらい回しが起きやすいこと、が背景にあると思われる。これらの原因の根源にあるのは、金融機関は日常的に利用者との接点を持っておらず、提供者側の発想でサービスを考えがちであるということだ。

こうしたことから、中国の金融機関は単体での取り組みには限界があると認識し、最近ではAPI開放^{注9}などを通じ、顧客接点を持つ企業と組んでエコシステムを一緒に構築していく動きを行うことによって、一定の効果をj得ている。日本でも今後このような取り組みが活発化するものと考えられる。

4 世界一の規模成長性と輩出される優秀な人材

中国のFinTechサービスには既にユーザー数や市場規模では世界一となっているものが多い。たとえば、Alipayの実名認証ユーザーは4.5億人、テンセントのWeChatPayのユーザー数は2億人以上に達している。こうした中、第Ⅲ章で紹介したように、欧米企業は中国市場に食い込むために、中国企業と積極的

図6 中国利用者の銀行スマートフォンアプリへの評価 (Alipayなどとの比較)



出所) Cnir Researchの調査報告「銀行スマートフォンアプリのユーザー使用状況調査報告」より作成

な提携を繰り返している。

厳密な意味のFinTech企業ではないが、たとえば、前述の配車アプリ運営会社のDidiが、2016年5月にアップルから10億ドルを調達したニュースは業界を驚嘆させた。アップルは14年にヘッドフォン、スピーカーブランドのビーツ（Beats）を約30億ドルで買収したことが話題となったが、ベンチャー企業に対する投資としては今回のDidiへの出資が過去最大といわれている。ウォールストリートジャーナル誌によると、アップルのティム・クック（Tim Cook）CEOは「Didiは中国のiOS開発者コミュニティから生まれたイノベーションのお手本」「Didiが築いた事業や同社の優れた経営陣に極めて強い印象を受けており、彼らの成長を支援することを楽しみにしている」などとコメントしている。Didiは設立してわずか3年あまりで、1日の取引件数が1000万件以上に達し、約1500万人のタクシー運転手あるいは兼業のドライバーが登録されている。これは米国のUberの規模をはるかに超えており、世界1位のライドシェアサービスとなっている。2016年8月1日にDidiはUberの中国事業（ブランド、業務、データ、従業員等の全資産）を買収すると発表した。これが実現したら、中国での地位はさらに強固になると見込まれる。

このDidiの柳青CEOは、元ゴールドマン・サックスアジア太平洋地区総経理の経歴を持ち、技術者などを中心とした社員の平均年齢も27歳と若い。シリコンバレーを経験した技術者やグローバルな金融機関で鍛えた経営者によって組成された中国のFinTech企業は、従来の中国企業とは違うタイプの企業であることを理解する必要がある。欧米企業は既に

こういったFinTech企業と共に、巨大な市場への取り組みを始めているが、日本企業も対応方針を考える必要がある。

V オープンイノベーションにおける 日中協力の可能性

『日経FinTech』誌の2016年6月号の記事によれば、2016年1月から3月期の世界FinTechスタートアップ投資について、米国では一巡し、1件当たりの投資額が縮小している一方で、中国を中心としたアジア太平洋地区での投資が急増している。従来、世界の工場としての豊富な労働力を背景とし、さらには巨大な国内市場として投資を呼び込んできた中国であるが、新たに中国の頭脳集団であるFinTech企業と彼らが生み出す新たな市場が注目されている証左といえる。

1 資本面や技術面での提携の可能性

中国の業界関係者との交流の中、FinTech分野に限らず中国のスタートアップ企業には、資本面、技術面で日本企業との提携を望んでいる企業が多いと感じている。トムソン・ロイターが2015年11月に発表した『Top 100 グローバル・イノベーター』では日本企業が世界最多となる40社も選出された。アイデアを知的財産権によって保護し、事業化を成功させるという点では、世界でも高く評価されている。日本と比べ、中国のスタートアップ企業はコンセプト作りが上手で、チャレンジ精神が旺盛な若い技術者も豊富であるが、地道に技術革新に取り組み、効果的なビジネス展開に持ち込む面では日本に学ぶべき点はまだ多い。お互いに補い合って、Win-

Winの関係を築ける可能性は十分にある。

2 サービス面での提携の可能性

中国にとって、地域も文化も近い日本はサービスの親和性が高いと考えられているほか、短期でキャピタルゲインを求める欧米企業とは異なり、長期的なパートナーシップを築こうとする企業文化にも好感度が高い。たとえば、クラウドサービスのような、地域に限定されずに提供できる自社のサービスを、日本を含む海外の顧客にも使ってもらいたいと願っている中国のスタートアップ企業は多い。サービスを中国から輸入することも視野に入れて、まずは、日本で活用できそうなサービスがあるかを調査することから始めてもよいと考える。

前述のように、FinTech分野における日本企業の取り組みは、まだ参入規制がないPFMなどの限られた分野に集中している傾向がある。今後、日本でも金融機関における規制緩和が想定される中、新たなイノベーションの創出が喫緊の課題となっている。地域特性、リスクや規制を注視する必要があるが、日中企業の協力の可能性はあると考える。FinTech分野におけるグローバル競争は既に起きている。日本企業も、身近にある大きな市場への取り組み方針、もしくは、欧米と違う視点の技術やビジネスモデルを持つ中国FinTech企業の頭脳の取り込みといった連携のあり方を、早急に検討する必要がある。

注

- 1 Ant Financialグループの詳細は『日経FinTech FinTech世界年鑑2016-2017』（日経BP社）「中

国FinTech概要」参照

投資ラウンドとは、ベンチャーキャピタルがベンチャー企業に対して、投資をする段階のことである

- 2 「中国ネット事業者による金融革新—アリババ、テンセントの戦略と日本企業への示唆」『知的資産創造』2015年11月号
- 3 Ant Financialのウェブサイトより
<http://media.antgroup.com/article/detail/36>
- 4 参考文献1参照
- 5 網貸之家の記事より
<http://www.wdzj.com/news/baogao/25661.html>
- 6 中国の個人情報保護法は2003年から検討され、まだ法律として発表されていない
- 7 参考文献2のOnchianの紹介参照
- 8 API開放とは、企業が自社サービスを他社サービスと連携しやすいように、保有するデータなどをアプリケーションプログラミングインターフェース（API）経由で外部のシステムと連携する手法である

参考文献

- 1 李智慧「中国ネット事業者による金融革新—アリババ、テンセントの戦略と日本企業への示唆」『知的資産創造』2015年11月号
- 2 李智慧「中国FinTech概要」『日経FinTech FinTech世界年鑑 2016-2017』（日経BP社）
- 3 『滴滴 分享経済改变中国』程緯、柳青著

著者

李 智慧（りちえ）

金融ITコンサルティング部上級システムコンサルタント兼グローバル産業・経営研究室上級コンサルタント
専門は、事業戦略、新興国市場の進出支援、中国企業と日系企業の提携支援、システム化構想・計画、IT調達、PMO支援、グローバルソーシング戦略など。
未来創発センターにおいて、中国と日本の金融制度、事業モデルの比較、中国の金融制度・事業モデルの改革提案、政府や現地企業とのネットワーク構築などを実施